

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

(令和7年9月1日条例第11号)

職員の懲戒の手続及び効果に関しては、身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成16年身延町条例第31号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。